

第3章 景観形成の目標と施策

1 景観形成の目標

魅力ある景観は、市民に心地良い暮らしをもたらすとともに、本市を訪れる人にとっても居心地の良さをもたらします。それは、観光や来訪先、住み替え先として、多くの人にも選ばれる都市の価値につながっていくとともに、市民の誇りになります。

府中らしい魅力的な景観は、市民のかけがえのない共有財産であることから、将来にわたって市民自らが守り育て、次世代に引き継いでいく必要があります。

景観法第2条では、良好な景観が有する意義や重要性について、次の内容を定めています。

- ・ 良好な景観は、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。
- ・ 良好な景観は、適正な制限の下に、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等とが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- ・ 良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な景観形成が図られなければならない。
- ・ 景観形成は、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- ・ 良好な景観形成は、現にある良好な景観の保全だけでなく、新たに良好な景観を創出することを含むものである。

本市では、府中らしい良好な景観をつくるために、次の5つの目標を掲げ、景観形成を推進していきます。

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 目標 1 | 府中らしい自然や緑のある景観形成 |
| 目標 2 | 歴史や文化の奥行きを感じさせる景観形成 |
| 目標 3 | 魅力ある都市機能が融合する調和のとれた景観形成 |
| 目標 4 | 居心地が良く、住みたい、住み続けたいとなる景観形成 |
| 目標 5 | 市民・事業者と市の協働で進める景観形成 |

2 景観形成の施策

景観形成の目標の実現に向けて、5つの目標ごとに景観形成の基本方針を示し、更に取り組むべきことを基本施策として示します。

景観形成の目標

<目標1>
府中らしい自然や緑のある景観形成

<目標2>
歴史や文化の奥行きを感じさせる景観形成

<目標3>
魅力ある都市機能が融合する調和のとれた景観形成

<目標4>
居心地が良く、住みたい、住み続けたいとなる景観形成

<目標5>
市民・事業者と市の協働で進める景観形成

景観形成の基本方針

基本方針1
多摩川の雄大な自然や眺望をいかした景観形成

基本方針2
崖線や浅間山等の自然や緑をいかした景観形成

基本方針3
農地や用水、在来の緑をいかした農ある景観形成

基本方針4
大國魂神社・けやき並木をいかした中心市街地の景観形成

基本方針5
歴史や文化をいかした個性ある景観形成

基本方針6
交流とにぎわいのある駅周辺の景観形成

基本方針7
快適で歩きたくなる通りの景観形成

基本方針8
地域と調和した大規模施設の景観形成

基本方針9
住み心地の良い住宅地の景観形成

基本方針10
地域の公共施設を核とした親しみのある景観形成

基本方針11
市民・事業者と市の協働で進める景観形成

景観形成の基本施策

1 多摩川と親しみ、触れ合える環境をつくる。
2 多摩川の雄大な自然の眺望を保全する。

3 崖線の緑や湧水を保全・活用する。
4 浅間山の自然環境や緑の眺望を保全する。
5 浅間山からの富士山の眺望を保全する。

6 農地や用水を保全・活用する。
7 在来の緑を保全・育成する。

8 府中を代表する景観として大國魂神社やけやき並木を保全・活用する。
9 大國魂神社やけやき並木と調和する、中心市街地の景観をつくる。
10 国史跡武蔵国府跡などの歴史的資源を保全・活用する。

11 地域の歴史や文化を保全・活用する。
12 地域の資源をいかした身近な景観を育成する。

13 生活拠点としてにぎわいのある駅周辺をつくる。
14 魅力ある商店街をつくる。

15 安全で快適な道路空間を確保する。
16 歩きたくなる魅力的な通りを育む。
17 統一感のある分かりやすい公共サインを整備する。

18 大規模施設と周辺地域との調和に配慮する。
19 大規模国有地等の土地利用転換に当たり、周辺地域との調和と魅力ある景観をつくる。

20 住宅地の緑を保全・活用する。
21 美しく住み心地の良い住宅地を保全・創出する。
22 新たな広告形態や照明について適正に誘導する。

23 地域になじみ、シンボルとなる魅力的な公共施設の景観をつくる。
24 地域住民が愛着を持つ、親しみのある景観をつくる。

25 市民が地域の良さを知り、景観を育む機会をつくる。
26 景観に関する市民の意識向上や学習活動を促進する。
27 届出・事前協議制度により実効性の高い景観誘導を進める。
28 専門家の助言を効果的に活用する。
29 市民・事業者と市の協働による維持管理を進める。
30 行政区域を超えた広域的な景観形成に取り組む。